



一 特定重要設備の供給者及び構成設備（第十二条に規定する構成設備をいう。）の供給者又は特定重要設備の重要な維持管理等の委託の相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者（当該再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。）（以下「供給者等」という。）の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。）

二 供給者等の役員（次に掲げる法人等の区分に応じ、それれ次に定める者をいう。以下同じ。）の旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百三十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。以下この号において同じ。）の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（当該役員が外国人である場合にあっては、旅券の写し、同法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等（住民基本台帳法（昭和四十年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をい。以下同じ。）を証する書類）

イ 株式会社 取締役（指名委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）

ロ 持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。） 業務を執行する社員

ハ 一般社団法人、一般財團法人及び中小企業等協同組合 理事

ホ その他の法人等 イからニまでに定める者に準ずる者（当該業務執行者）

（特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合）

第十一条 法第五十一条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要な維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適當な方法がない場合とする。

法第五十二条第一項の緊急導入等届出書は、特定重要設備の導入を行つた場合にあつては様式第五（二）によるものとする。

法第五十二条第一項の緊急導入等届出書は、特定重要設備の重要な維持管理等を行わせた場合にあつては様式第五（一）によるものとし、特定重要設備の重要な維持管理等を行わせた場合にあつては様式第五（二）によるものとする。

法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

第一条 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たつて準拠した法令を制定した国又は地域（以下「設立準拠法國等」という。）個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

三 特定重要設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出日の二月前日の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうち同一の国又は地域に属する外國政府等（以下同じ。）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該外國政府等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

五 届出日の二月前日の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうち同一の国又は地域に属する外國政府等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該外國政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合

六 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地（法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるもの）

第十三条 法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 構成設備の種類、名称及び機能

二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

四 サーバー（法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの）

第十四条 法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要な維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

二 重要な維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合

三 重要な維持管理等の委託の相手方の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出日の二月前日の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における重要な維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうち同一の国又は地域に属する外國政府等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該外國政府等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）との取引に係る売上高の額の当該事業年度における重要な維持管理等の委託の相手方の売上高の総額に占める割合

五 届出日の二月前日の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における重要な維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうち同一の国又は地域に属する外國政府等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該外國政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における重要な維持管理等の委託の相手方の売上高の総額に占める割合

六 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地（法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるもの）

第十五条 法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要な維持管理等の委託の相手方が他の事業者に再委託する重要な維持管理等の内容及び時期又是期間にあっては、当該再委託する重要な維持管理等の内容及び時期又是期間

二 重要な維持管理等の再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要な維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託する重要な維持管理等の内容及び時期又是期間

三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）





様式第一（第三条関係）  
この命令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
附 則（令和五年一月一六日内閣府・法務省令第三号）  
この命令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一  
一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年十一月十七日）から施行する。

様式第一（第三条関係）

第　　号	
指 定 通 知 書	
年　月　日	
殿	
金融庁長官 法務大臣 (公印省略)	
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (令和4年法律第43号)第50条第1項の規定により特定社会基盤事業者と して指定したので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知する。	
記	
名　　称	
住　　所	
特定社会基盤事業 の　種　類	
指定をした年月日	

様式第二（第五条関係）

様式第二（第五条関係）

名称等変更届出書

年　月　日

殿

名　　称  
代表者の氏名

次のとおり変更するので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の  
確保の推進に関する法律第50条第3項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
名称又は住所		
変更年月日		
変更の理由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 様式第三(第六条関係)

第 号	
指 定 解 除 通 知 書	
年 月 日	
殿	
金融庁長官 法務大臣 (公印省略)	
<p>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)第51条の規定により特定社会基盤事業者としての指定を解除したので、同条において準用する同法第50条第2項の規定により、下記のとおり通知する。</p>	
記	
名 称	
住 所	
特定社会基盤事業の種類	
指定をした年月日	
指定を解除した年月日	

## 様式第四(一)(第九条第一項、第二十一条関係)

導入等計画書(特定重要設備の導入を行う場合)

年 月 日

殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第1項の規定により、特定重要設備の導入を行うので、次のとおり届け出ます。

## 1. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置する場所	
特定重要設備を使用する場所	

(記載上の注意)

- 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
- 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から導入を行う特定重要設備を特定する事項(品名、型番等)を記載すること。
- 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
- 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

## 2. 特定重要設備の導入の内容及び時期

内容	導入の目的	
	導入に携わる者に関する事項	名称及び代表者の氏名
	住所	設立準拠法規等
	設立の事項	導入との関係
	時期	

## (記載上の注意)

- 「導入に携わる者に関する事項」の欄には、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由する者たち、次の（1）又は（2）に該当する者に関する情報を記載すること。  
 (1) 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者  
 (2) 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者
- 個人である場合にあっては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 「設立準拠法規等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場合にあっては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ。）。
- 個人である場合にあっては、「設立準拠法規等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする（以下この様式において同じ。）。
- 「導入との関係」の欄には、（1）の（1）又は（2）のいずれに該当するかを記載した上で、導入に携わる者が行う行為を具体的に記載すること。
- 「時期」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点を記載すること。具体的な時点で未定である場合には予定年月を記載した上で、「（予定）」と併せて記載すること。

## 3. 特定重要設備の供給者に関する事項

- 特定重要設備の供給者

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法規等	

## (2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法規等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

## (記載上の注意)

- 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 「設立準拠法規等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法規等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 「設立準拠法規等又は国籍等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

## (3) 特定重要設備の供給者の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			

(6)		
(7)		
(8)		

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

## (4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年月日～年月日の3年間		
該当あり□、該当なし□		
事業年度	外国政府等の名称	割合(%)

(記載上の注意)

- 届出日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いざれか1の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
- 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

## (5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地		<input type="checkbox"/>
(確認項目)		

特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させていることを確認している。

(記載上の注意)

- 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること(以下この様式において同じ。)。

- 確認項目の内容を確認している場合には、その右欄にある□に印を付けること。

## 4. 構成設備に関する事項

(1) 概要	構成設備の種類	
	構成設備の名称	
	構成設備の機能	
(2) 供給者	名称及び 代表者の氏名	
	住所	
	設立準備法國等	
(3) 供給者 の議決権の 保有する者	名称又は氏名	設立準備法國等又は 国籍等
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	

(4) 供給者の役員	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th>氏名</th><th>生年月日</th><th>国籍等</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>②</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>③</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>④</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑤</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑥</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑦</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑧</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	氏名	生年月日	国籍等	①			②			③			④			⑤			⑥			⑦			⑧		
氏名	生年月日	国籍等																										
①																												
②																												
③																												
④																												
⑤																												
⑥																												
⑦																												
⑧																												
(5) 供給者に係る売上高の割合	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th colspan="3">年月日～年月日の3年間 該当あり□、該当なし□</th></tr> <tr><th>事業年度</th><th>外国政府等の名称</th><th>割合 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	年月日～年月日の3年間 該当あり□、該当なし□			事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)																					
年月日～年月日の3年間 該当あり□、該当なし□																												
事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)																										
(6) 製造する工場又は事業場の所在地	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>工場又は事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr> <td>(確認項目)</td> <td>           特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させていることを確認していることを確認している。         </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	工場又は事業場の所在地		(確認項目)	特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させていることを確認していることを確認している。		<input type="checkbox"/>																					
工場又は事業場の所在地																												
(確認項目)	特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させていることを確認していることを確認している。																											
	<input type="checkbox"/>																											

(記載上の注意)

1. 「構成設備の種類」の欄には、第12条において定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。
2. 「構成設備の名称」の欄には、同一の種類の構成設備から導入を行う構成設備を特定すること。
3. 「構成設備の機能」の欄には、特定重要設備が特定社会基盤役務を安定的に提供するため構成設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
4. 構成設備がISMAPPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、「構成設備の名称」の欄に利用するクラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用するクラウドサービスが担う機能を、それぞれ記載すること。
5. 構成設備がISMAPPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、(3)から(6)までの項の記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。
6. (3)の「設立準拠法國等又は国籍等」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。
7. (4)の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、構成設備の供給者が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。
8. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は(5)の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
9. (5)の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。
10. 6、7又は9の規定により報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。
11. (6)の確認項目の内容を確認している場合には、その右欄にある□に印を付けること。

5. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目	備考
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。	<input type="checkbox"/>
①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること <sup>※</sup> を確認している。 ※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。	<input type="checkbox"/>
①-2 特定社会基盤事業者 <sup>※1</sup> は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等において、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること <sup>※2</sup> を確認している。 ※1 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。 ※2 当該構成設備の供給者によって実施されるものを除く。	<input type="checkbox"/>
②-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（構成設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装することを確認している。	<input type="checkbox"/>

②-2 特定社会基盤事業者 <sup>※3</sup> は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（構成設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装することを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
③-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立していることを確認している。	<input type="checkbox"/>
③-2 特定社会基盤事業者 <sup>※4</sup> は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立していることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
④-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について、定期的又は同時に確認を行うことを確認している。	<input type="checkbox"/>
④-2 特定社会基盤事業者 <sup>※5</sup> は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について、定期的又は同時に確認を行うことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
⑤-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造環境	<input type="checkbox"/>

(開発環境を含む。)において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限することを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑤-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が構成設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限することを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
⑥ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備をインターネット回線と接続する場合には、特定重要設備に、不正なアクセス等を防ぐための機能を実装し、その利用マニュアル・ガイド等を自ら適切に整備・実施している。	<input type="checkbox"/>
⑦ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者及び特定重要設備の導入に携わる者が、特定重要設備の設置等に際して不正な変更を加えることを防止する体制を確立していることを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑧-1 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、特定重要設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑧-2 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、構成設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることを確認している。	<input type="checkbox"/>

入検査等に協力をすることが担保されていることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。	<input type="checkbox"/>
⑨-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑨-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
⑩-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。	<input type="checkbox"/>
⑩-2 特定社会基盤事業者は、構成設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。 ※ 特定重要設備の供給者において検討している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
(3) 特定重要設備及び構成設備について、不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制がとられており、不正な妨害が加えられた場合であっても、冗長性が確保されているなど、役務の提供に支障を及ぼさない構成となっている。	<input type="checkbox"/>
⑪ 特定社会基盤事業者は、ランサムウェアに感染した場合等の特定重要設備に対する不正な妨害が行われたときであっても役務の提供が継続できる体制（バック	<input type="checkbox"/>

<p>アップの取得・隔離管理、復旧手順の明確化・具体化、代替設備との交換等)について、自ら整備している。</p> <p>⑫ 特定社会基盤事業者は、情報の漏洩等の情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応方針・体制(セキュア等の整備、定期的なインシデント対応の訓練等)を自ら整備している。</p> <p>⑬ 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備についてアクセス制御に関する仕組みを講じ、特定重要設備に対する不正なアクセスを監視する仕組みを導入までに実装することを確認している。</p> <p>(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>⑭-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、届出を行う日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。</p> <p>※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p> <p>(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>⑮-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>⑮-2 特定社会基盤事業者<sup>◎</sup>は、構成設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>※ 特定重要設備の供給者等を通じて担保している場合も含む。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>⑯ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備を設置し又は使用する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の総株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の映像情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。</p> <p>(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、我が国外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>⑰ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又</p>	<input type="checkbox"/>

<p>⑮-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>⑮-2 特定社会基盤事業者<sup>◎</sup>は、構成設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>※ 特定重要設備の供給者等を通じて担保している場合も含む。</p> <p>⑯ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備を設置し又は使用する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の総株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の映像情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。</p> <p>(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、我が国外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p> <p>⑰ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又</p>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>

は部品を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格、研修実績等)等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。  
また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。
2. 構成設備がISMAPPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑥-2、⑦-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2の項目に関する記載を、それぞれ省略することができる。
3. それぞれの項目と同一の内容であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。
4. ①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑥-2、⑦-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2、⑪-2、⑫-2の項目の措置を講じていることを証する書類は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者は構成設備の供給者は、それぞれ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

## 6. 備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 様式第四（二）（第九条第一項、第二十一条関係）

導入等計画書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合）

年 月 日

殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第1項の規定により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせるので、次のとおり届け出ます。

## 1. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置する場所	
特定重要設備を使用する場所	

(記載上の注意)

1. 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備うち、該当するものを記載すること。
2. 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から重要維持管理等を行わせる特定重要設備を特定する事項(品名、型番号等)を記載すること。
3. 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
4. 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

## 2. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

重要維持管理等の委託の内容	目的 行わせる重 要維持管理 等の内容	
	重要維持管 理等を行う 場所	
重要維持管理等を行わせ る時期又は期間		

(記載上の注意)

「重要維持管理等を行わせる時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる時期を、反復・継続的な重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。具体的な時点が未定である場合には予定年月を記載した上で、「(予定)」と併せて記載すること。

## 3. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

## (1) 重要維持管理等の委託の相手方

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法國等	

(記載上の注意)

1. 個人である場合にあっては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この様式において同じ。）。
2. 「設立準拠法國等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場合にあっては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ。）。
3. 個人である場合にあっては、「設立準拠法國等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする（以下この様式において同じ。）。

## (2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法國等又は 国籍等	議決権保有割合（%） (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

1. 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。
2. 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法國等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること（以下この様式において同じ。）。
3. 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

## (3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、

特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年月日～年月日の3年間
該当あり□、該当なし□

(記載上の注意)

1. 届出の日の2ヶ月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1つの事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外國政府等との取引に係る売上高の合計額を占める割合が 100 分の 25 以上である場合は、「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
  2. 「外國政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁官吏及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁官吏及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

#### 4. 重要維持管理等の再委託に関する事項

は期間 （一） 内容及び時期又	行わせる重要な維持管理等の内容	
	重要な維持管理等を行う場所	
	重要な維持管理等を再委託して行わせる時期又は期間	
相手方 （二） 再委託の	名称及び代表者の氏名	
	住所	
	設立準備法規等	

（3）再委託の相手方の総株主等の議決権 の5%以上を直接に保有する者	名称又は 氏名	設立準拠法等又は 国籍等	議決権保有割合（%） (確認した年月日)
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		

  

（4）再委託の相手方の役員	氏名	生年月日	国籍等
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		

(5) 再委託の相手方に係る売上高の割合 との取引における外 国政府等	年月日～年月日の3年間 該当あり□、該当なし□	
	事業年度	外国政府等の名称

(記載上の注意)

- 再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間並びに当該再委託の相手方に関する事項も記載すること。
- 「重要維持管理等を再委託して行わせる時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる時期を、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。
- 第17条の規定に基づき、重要維持管理等の再委託に関する事項（当該重要維持管理等の再委託に係る第18条第3号に掲げる事項を除く。）の記載を省略するときは、その旨をそれぞれの記載事項に該当する欄に記載した上で、第17条各号に掲げる場合に該当することを証する書類を添付するとともに、講じた措置の概要を「6. 備考」の欄に記載すること。
- (3)の「設立準備法規等又は同籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。
- (4)の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

- 届出日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれかの事業年度における重要維持管理等の再委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が10分の25以上である場合(5)の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
- (5)の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。
- 4.5又は7の規定により報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

#### 5. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目	備考
(1) 委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託（再委託を含む。）を受けた者（その従業員等を含む。）によって、特定重要設備について特定社会基盤事業者が意図しない変更が加えられることを防止するために必要な管理等がなされ、その管理等に関する事項を特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。	□
① 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、特定重要設備の操作ログや作業履歴等の保管に関する手順及びその確認に関する手順が明確に定められており、当該操作ログや作業履歴等の確認等により不正な変更の有無を定期的又は隨時に確認することについて確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況について、委託の相手を通じて確認している場合も含む。	□
② 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の状況を把握し、既存の設備について最新のセキュリティパッチが適用されているかどうか等の資産の管理	□

を定期的に行っており、また、今後交換する予定の設備についても同様に資産の管理を定期的に行うこととしている。	<input type="checkbox"/>
③ 特定社会基盤事業者 <sup>④</sup> は、委託の相手方及び再委託の相手方等が保有している設計書や設備等の情報について、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外が当該情報にアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
④ 特定社会基盤事業者 <sup>④</sup> は、委託の相手方及び再委託の相手方等が、重要維持管理等の実施環境において、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外がアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
⑤ 特定社会基盤事業者 <sup>④</sup> は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、重要維持管理等を実施する要員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努めていることを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>

(2) 重要維持管理等の再委託が行われる場合においては、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が、再委託を行った者を通じて特定社会基盤事業者に提供され、また、再委託を行うことについてあらかじめ特定社会基盤事業者の承認を受けることが契約等により担保されている。	<input type="checkbox"/>
⑥ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを要件としており、再委託の相手方等に対しても、さらに再委託を行う場合には特定社会基盤事業者の承認を受けること等を要件として課していることを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑦ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方との契約において再委託の相手方等が委託の相手方と同等のサイバーセキュリティ対策を確保することを、再委託を行う場合の条件として設定することを要件としている。	<input type="checkbox"/>
(3) 特定社会基盤事業者が、委託の相手方が契約に反して重要維持管理等の役務の提供を中断又は停止するおそれがないかを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑧ 特定社会基盤事業者 <sup>④</sup> は、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業安定性を、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業計画（例えば、中期経営計画等）、資産状況及び役務の提供実績等により確認している。 ※ 再委託の相手方等については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。	<input type="checkbox"/>
⑨-1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、届出を行った日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制	<input type="checkbox"/>

<p>等を含む。)に反していないことを確認している。</p> <p>⑩-2 特定社会基盤事業者は、再委託の相手方等が、届出を行う日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準(それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。)に反していないことを確認している。</p> <p>※ 委託の相手を通じて確認している場合も含む。</p> <p>(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託(再委託を含む。)した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。</p> <p>⑩-1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、外国の法的環境や外部主体の指示(明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。)によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>⑩-2 特定社会基盤事業者は、再委託の相手方等が、外国の法的環境や外部主体の指示(明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。)によって、特定社会基盤事業者又は再委託を行った者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は再委託を行った者に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>※ 再委託を行った者を通じて担保している場合も含む。</p> <p>⑪ 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等を実施する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	--------------------------

<p>合、当該機器の供給者の本社等(供給者の純株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。)の立地する場所の法的環境等により、当該機器の情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。</p> <p>(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託(再委託を含む。)の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p> <p>⑫ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称、所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p> <p>また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。</p>	<input type="checkbox"/>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------

## (記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。
  2. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考欄に記載すること。
3. ①、③、④、⑤、⑧、⑨-2、⑩-2 の項目の措置を講じていることを証する書類(①、③、④、⑤、⑧については再委託の相手方等に関するものに限る。)は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理

等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

## 6. 備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 様式第五 (一) (第十条第二項関係)

緊急導入等届出書 (特定重要設備の導入を行った場合)

年 月 日

殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、特定重要設備の導入を行ったので、次のとおり届け出ます。

## 1. 特定重要設備の導入を行うことが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に導入を行う必要があった期日	
⑤ 導入等計画書の届出については対応ができなかった理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	
① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	

③ (1) ①の発生を回避できなかった理由	
(3)他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行った導入との関係	
(4) 特定重要設備の導入を緊急に行うに適當な方法がなかったこと	
① 緊急に導入を行った検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては (1) ①に対応できなかった理由	

## 2. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置した場所	
特定重要設備を使用している場所	

## (記載上の注意)

- 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
- 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から導入を行った特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。
- 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
- 「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

## 3. 特定重要設備の導入の内容及び時期

導入の目的	
-------	--

導入に携わる者に關する事項	名称及び代表者の氏名
	住所
	設立準拠法規等
	導入との関係

## 時期

## (記載上の注意)

- 「導入に携わる者に関する事項」の欄には、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由した者の中、次の(1)又は(2)に該当する者に関する情報を記載すること。
  - 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有した者
  - 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施した者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得た者
- 個人である場合にあっては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この様式において同じ）。
- 「設立準拠法規等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場合にあっては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ）。
- 個人である場合にあっては、「設立準拠法規等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする（以下この様式において同じ）。
- 「導入との関係」の欄には、1.の(1)又は(2)のいずれに該当するかを記載した上で、導入に携わる者が行った行為を具体的に記載すること。
- 「時期」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、役務の提供の用に供した時点を記載すること。

## 4. 特定重要設備の供給者に関する事項

## (1) 特定重要設備の供給者

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法規等	

## (2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法國等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

- 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること(以下の様式において同じ)。
- 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法國等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること(以下の様式において同じ)。
- 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

## (3) 特定重要設備の供給者の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

## (4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

事業年度	外国政府等の名称	割合(%)	年月日～年月日の3年間 該当あり□、該当なし□
			該当あり□、該当なし□

(記載上の注意)

- 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
- 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

## (5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地	(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させたことを確認した。	<input type="checkbox"/>

(記載上の注意)

- 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること(以下の様式において同じ)。
- 確認項目の内容を確認した場合には、その右欄にある□に印を付けること。

## 5. 構成設備に関する事項

(1) 概要	構成設備の種類	
	構成設備の名称	
	構成設備の機能	
(2) 供給者	名称及び 代表者の氏名	
	住所	
	設立準拠法等	
(3) 5%以上を直接に保有する者 の議決権の 供給者の総株主等	名称又は氏名 設立準拠法等又は 国籍等	議決権保有割合（%） (確認した年月日)
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
(4) 供給者の役員	氏名	生年月日
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	

(5) との取引に係る 最高の割合 供給者における 外 政府等	年月日～年月日の3年間 該当あり□、該当なし□	
	事業年度	外国政府等の名称
(6) 地 製造する工場又は事業場の所在	工場又は事業場の所在地	
	(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対する販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させたことを確認したことを確認した。	
	<input type="checkbox"/>	

## (記載上の注意)

- 「構成設備の種類」の欄には、第12条において定める構成設備のうち、当するものを記載すること。
- 「構成設備の名称」の欄には、同一の種類の構成設備から導入を行った構成設備を特定する事項（品名又は型番号等）を記載すること。
- 「構成設備の機能」の欄には、特定重要設備が特定社会基盤役務を安定的に提供するため構成設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
- 構成設備がISMAPPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、「構成設備の名称」の欄に利用するクラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用するクラウドサービスが担う機能を、それぞれ記載すること。
- 構成設備がISMAPPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、(3)から(6)までの項の記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。

6. (3) の「設立準備法規等又は国籍等」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

7. (4) の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、構成設備の供給者が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

8. 届出の日の2ヶ月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は(5)の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

9. (5) の「外國政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

10. 6、7又は9の規定により報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

11. (6) の確認項目の内容を確認した場合には、その右欄にある□に印を付けること。

#### 6. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る項目

項目	備考
(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。	<input type="checkbox"/>
①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されたことを確認している。	<input type="checkbox"/>

※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されたものを除く。

①-2 特定社会基盤事業者<sup>①</sup>は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等において、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されたことを<sup>②</sup>確認している。

※1 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。

※2 当該構成設備の供給者によって実施されたものを除く。

②-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（特定重要設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装したことを確認している。

②-2 特定社会基盤事業者<sup>③</sup>は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（構成設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装したことを確認している。

※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。

③-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）において、信頼で

きる品質保証体制の下開発したことを確認している。	<input type="checkbox"/>
③-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）において、信頼できる品質保証体制の下開発したことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
④-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について定期的又は随時に確認し、製造したことを確認している。	<input type="checkbox"/>
④-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について定期的又は随時に確認し、製造したことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
⑤-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限していたことを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑤-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が構成設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限していたことを確認している。	<input type="checkbox"/>

※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
⑥ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備をインターネット回線と接続する場合には、特定重要設備に、不正なアクセス等を防ぐための機能を実装し、その利用マニュアル・ガイダンス等を自ら適切に整備・実施している。	<input type="checkbox"/>
⑦ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者及び特定重要設備の導入に携わる者が、特定重要設備の設置等に際して不正な変更を加えることを防止する体制の下、設置等を行ったことを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑧-1 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、特定重要設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑧-2 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、構成設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。	<input type="checkbox"/>
⑨-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。	<input type="checkbox"/>

(⑨)-2 特定社会基盤事業者 <sup>⑧</sup> は、構成設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
(⑩)-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。	<input type="checkbox"/>
(⑩)-2 特定社会基盤事業者 <sup>⑧</sup> は、構成設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。 ※ 特定重要設備の供給者において検討している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
(3) 特定重要設備及び構成設備について、不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制がとられており、不正な妨害が加えられた場合であっても、冗長性が確保されているなど、役務の提供に支障を及ぼさない構成となっている。	<input type="checkbox"/>
⑪ 特定社会基盤事業者は、ランサムウェアに感染した場合等の特定重要設備に対する不正な妨害が行われたときであっても役務の提供が継続できる体制（バックアップの取得・隔離管理・復旧手順の明確化・具体化・代替設備との交換等）について、自ら整備している。	<input type="checkbox"/>
⑫ 特定社会基盤事業者は、情報の漏洩等の情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応方針・体制（マニュアル等の整備、定期的なインシデント対応の訓練等）を自ら整備している。	<input type="checkbox"/>
⑬ 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備についてアクセス制御に関する仕組みを講じ、特定重要設備に対する	<input type="checkbox"/>

不正なアクセスを監視する仕組みを導入までに実装したことを見認している。	<input type="checkbox"/>
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。	<input type="checkbox"/>
⑭-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、導入を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各國で整備されている規制等を含む。）に反していなかったことを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑭-2 特定社会基盤事業者 <sup>⑧</sup> は、構成設備の供給者が、導入を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各國で整備されている規制等を含む。）に反していなかったことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外國の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑮-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、外國の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。	<input type="checkbox"/>
⑮-2 特定社会基盤事業者 <sup>⑧</sup> は、構成設備の供給者が、外國の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等との契	<input type="checkbox"/>

<p>約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>※ 特定重要設備の供給者等を通じて担保している場合も含む。</p> <p>⑯ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備を設置し又は使用している場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の純株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の映像情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。</p> <p>(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に關して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p> <p>⑰ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又は部品を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p> <p>また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(記載上の注意)</p>	<input type="checkbox"/>

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。

2. 構成設備がISMAPPの登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一剖を構成する構成設備に係る①～2、②～2、③～2、④～2、⑤～2、⑥～2、⑦～2、⑧～2、⑨～2、⑩～2の項目に関する記載を、それぞれ省略することができます。

3. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。

4. ①～2、②～2、③～2、④～2、⑤～2、⑥～2、⑦～2、⑧～2、⑨～2、⑩～2、⑪～2、⑫～2の项目的措置を講じていることを証する書類は、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者は、それぞれ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

#### 7. 備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 様式第五(二)(第十条第二項関係)

緊急導入等届出書(特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合)

年 月 日

殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、重要維持管理等を行わせたので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合であつた理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった期日	
⑤ 導入等計画書の届出によつては対応ができなかつた理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを作成させたものではないこと	

① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を回避できなかつた理由	
(3)他の事業者に委託して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行わせた重要維持管理等との関係	
(4)特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせる他に適当な方法がなかつたこと	
① 緊急に重要維持管理等を行わせる以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によつては(1)①に対応できなかつた理由	

## 2. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置した場所	
特定重要設備を使用している場所	

## (記載上の注意)

- 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
- 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から重要維持管理等を行わせた特定重要設備を特定する事項(品名、型番号等)を記載すること。
- 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。

4. 「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

重要維持管理等の委託の内容	目的 行わせた重要維持管理等の内容	
	重要維持管理等を行った又は行つてゐる場所	
重要維持管理等を行なった時期又は期間 (記載上の注意)		

「重要維持管理等を行わせた時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせた時期を、反復・継続的な重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。

4. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

(1) 重要維持管理等の委託の相手方

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法國等	

(記載上の注意)

- 個人である場合にあっては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること(以下この様式において同じ)。
- 「設立準拠法國等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること(個人である場合にあっては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ)。
- 個人である場合にあっては、「設立準拠法國等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする(以下この様式において同じ)。

及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする(以下この様式において同じ)。

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法國等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

- 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること(以下この様式において同じ)。
- 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法國等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること(以下この様式において同じ)。
- 「設立準拠法國等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			

⑧		
---	--	--

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年月日～年月日の3年間		
事業年度	外国政府等の名称	割合(%)

(記載上の注意)

- 届出日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
- 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

5. 重要維持管理等の再委託に関する事項

間 (1) 内 容 及 び 時 期 又 は 期 間	行わせた重要維持管 理等の内容	
	重要維持管理等を行 った又は行っている 場所	
	重要維持管理等を再 委託して行わせた時 期又は期間	

相 手 方 (2) 再 委 託 の 相 手 方	名称及び代表者の氏 名		
	住所		
	設立準拠法等		
の 5 % 以 上 を 直 接 に 保 有 す る 者 (3) 再 委 託 の 相 手 方 の 總 株 主 等 の 議 決 權	名称又は氏名	設立準拠法等又は 国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		
(4) 再 委 託 の 相 手 方 の 役 員	氏名	生年月日	国籍等
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		

(5) 再委託の相手方に係る売上高の割合 との取引における外 国政府等	年月日～年月日の3年間 該当あり□、該当なし□	
	事業年度	外国政府等の名称

(記載上の注意)

1. 再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせた場合にあっては、当該再委託した重要維持管理等の内容及び時期又は期間並びに当該再委託の相手方に関する事項も記載すること。  
 2. 「重要維持管理等を再委託して行われた時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせた時期を、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。  
 3. 第17条の規定に基づき、重要維持管理等の再委託に関する事項（当該重要維持管理等の再委託に係る第15条第3号に掲げる事項を除く。）の記載を省略するときは、その旨をそれぞれの記載事項に該当する欄に記載した上で、第17条各号に掲げる場合に該当することを証する書類を添付とともに、講じた措置の概要を「7. 備考」の欄に記載すること。  
 4. (3)の「設立準備法規等又は同籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。  
 5. (4)の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。

6. 届出日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれかの事業年度における重要維持管理等の再委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が10分の25以上である場合(5)の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。  
 7. (5)の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとする。  
 8. 4.5又は7の規定により報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

#### 6. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

項目	備考
(1) 委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託（再委託を含む。）を受けた者（その従業員等を含む。）によって、特定重要設備について特定社会基盤事業者が意図しない変更が加えられることを防止するために必要な管理等がなされ、その管理等に関する事項を特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。	□
① 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、特定重要設備の操作ログや作業履歴等の保管に関する手順及びその確認に関する手順が明確に定められており、当該操作ログや作業履歴等の確認等により不正な変更の有無を定期的又は随時に確認することについて確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手を通じて確認している場合も含む。	□
② 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の状況を把握し、既存の設備について最新のセキュリティパッチが適用されているかどうか等の資産の管理	□

を定期的に行っており、また、今後交換する予定の設備についても同様に資産の管理を定期的に行うこととしている。	<input type="checkbox"/>
③ 特定社会基盤事業者 <sup>④</sup> は、委託の相手方及び再委託の相手方等が保有している設計書や設備等の情報について、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外が当該情報にアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
④ 特定社会基盤事業者 <sup>④</sup> は、委託の相手方及び再委託の相手方等が、重要維持管理等の実施環境において、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外がアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>
⑤ 特定社会基盤事業者 <sup>④</sup> は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、重要維持管理等を実施する要員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努めていることを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	<input type="checkbox"/>

(2) 重要維持管理等の再委託が行われる場合においては、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が、再委託を行った者を通じて特定社会基盤事業者に提供され、また、再委託を行うことについてあらかじめ特定社会基盤事業者の承認を受けることが契約等により担保されている。	<input type="checkbox"/>
⑥ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを要件としており、再委託の相手方等に対しても、さらに再委託を行う場合には特定社会基盤事業者の承認を受けること等を要件として課していることを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑦ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方との契約において再委託の相手方等が委託の相手方と同等のサイバーセキュリティ対策を確保することを、再委託を行う場合の条件として設定することを要件としている。	<input type="checkbox"/>
(3) 特定社会基盤事業者が、委託の相手方が契約に反して重要維持管理等の役務の提供を中断又は停止するおそれがないかを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑧ 特定社会基盤事業者 <sup>④</sup> は、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業安定性を、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業計画（例えば、中期経営計画等）、資産状況及び役務の提供実績等により確認した。 ※ 再委託の相手方等については、委託の相手方を通じて確認した場合も含む。	<input type="checkbox"/>
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。	<input type="checkbox"/>
⑨-1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、委託を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を	<input type="checkbox"/>

<p>含む。)に反していなかったことを確認している。</p> <p>⑩-2 特定社会基盤事業者は、再委託の相手方等が、委託を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内と関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各國で整備されている規制等を含む。）に反していなかったことを確認している。</p> <p>※ 委託の相手を通じて確認している場合も含む。</p> <p>(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。</p> <p>⑩-1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>⑩-2 特定社会基盤事業者は、再委託の相手方等が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は再委託を行った者との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は再委託を行った者に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>※ 再委託を行った者を通じて担保している場合も含む。</p> <p>⑪ 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等を行った又は行っている場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	--------------------------

<p>は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の純株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。</p> <p>(6) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p> <p>⑫ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称、所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p> <p>また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	--------------------------

## (記載上の注意)

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。
  2. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考欄に記載すること。
3. ①、③、④、⑤、⑧、⑨-2、⑩-2 の項目の措置を講じていることを証する書類（①、③、④、⑤、⑧については再委託の相手方等に関するものに限る。）は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理

等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 備考

--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第六  
(第二十条関係)

様式第六（第二十条関係）

勧告の応諾等に関する通知書

年 月 日

殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律  
第52条第7項（第54条第2項において準用する第52条第7項、第54条第  
5項において準用する同条第2項において準用する第52条第7項、第55条  
第3項において準用する第52条第7項）の規定により、  
導入等計画書  
年 月 日付第 号をもって送付された 緊急導入等届出書  
変更の届出書  
に係る 特定重要設備の導入 の 内容変更 の勧告について、下記の  
重要維持管理等の委託 中 止 の勧告について、下記の  
とおり通知します。

記

1. 諸否の別（該当分に○）	イ 応諾する。	ロ 応諾しない。
2. 応諾しない場合の理由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 様式第七（一）（第二十三条第二項及び第五項関係）

導入等計画書の変更の案  
(特定重要設備の導入を行う場合)

年　月　日

殿

住　　所  
名　　称  
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 変更を行う 届出	導入等計画書の届出をした 年月日	
	変更の届出又は報告をした 年月日（複数あるときは、 その直近のもの）	
特定重要設 備の種類及 び名称		
2. 変更事項		
3. 変更の内容	変更前	変更後
4. 変更の理由		
5. 変更の時期		
6. 備考		

(記載上の注意)

- 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。
- 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）

導入等計画書 の変更の案  
 緊急導入等届出書 (特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合)

年 月 日

殿

住 所  
 名 称  
 代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更（第54条第5項において準用する同条第1項の規定により、緊急導入等届出書の変更）を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 変更を行う届出	届出年月日	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日	
		変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）	
	特定重要設備の種類及び名称 重要維持管理等の委託の内容		
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前		変更後
4. 変更の理由			

5. 変更の時期	
6. 備考	

(記載上の注意)

- 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。
- 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に對し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 様式第八 (一) (第二十三条第六項関係)

変更の内容を記載した導入等計画書  
 (特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合)

年 月 日

殿

住 所  
 名 称  
 代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

## 1. 変更の内容

(1) 変更をした届出	届出年月日	導入等計画書の届出をした年月日	
	特定重要設備の種類及び名称	変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)	
(2) 変更事項			
(3) 変更の内容	変更前		変更後
(4) 変更の理由			
(5) 変更の時期			
(6) 備考			

## (記載上の注意)

- 「(1) 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をし直近のものの年月日を記載すること。
- 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び法務大臣に直接に提出ができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

## 2. 特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をすることが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容
② ①が生じた時期及び期間
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響
④ ①に対する措置のため緊急に導入を行う必要があつた期日
⑤ 導入等計画書の変更の案の届出によっては対応ができないなかった理由
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと
① (1) ①が生じた原因
② (1) ①を把握した時期
③ (1) ①の発生を回避できなかつた理由

(3)他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行った導入との関係	
(4)特定重要設備の導入を緊急に行うに適當な方法がなかったこと	
① 緊急に導入を行う以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては(1)①に対応できなかった理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八 (二) (第二十三条第六項関係)

変更の内容を記載した 導入等計画書  
緊急導入等届出書  
(重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書(緊急導入等届出書)の  
変更をした場合)

年 月 日

殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更(第54条第5項において準用する同条第1項の規定により、緊急導入等届出書の変更)をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

(1)変更をした届出	届出年月日	導入等計画書(緊急導入等届出書)の届出をした年月日
		変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)
	特定重要設備の種類及び名称	
重要維持管理等の委託の内容		
(2) 変更事項		

	変更前	変更後
(3) 変更の内容		
(4) 変更の理由		
(5) 変更の時期		
(6) 備考		

## (記載上の注意)

1. 「(1) 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に對し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

## 2. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をすることが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容
② ①が生じた時期及び期間
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響
④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった期日
⑤ 導入等計画書の変更の案の届出によっては対応ができないなかった理由

## (2)規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと

① (1) ①が生じた原因
② (1) ①を把握した時期
③ (1) ①の発生を回避できなかった理由
(3)他の事業者に委託して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容
② (3) ①と緊急に行わせた重要維持管理等との関係
(4)特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせるに適當な方法がなかったこと
① 緊急に重要維持管理等を行わせる以外に検討した他の手段の内容
② 他の手段によっては (1) ①に対応できなかった理由

注　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 様式第九（一）（第二十五条第一項関係）

導入等計画書の変更の報告書  
(特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合)

年　月　日

殿

住　　所  
名　　称  
代表者の氏名

導入等計画書に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第4項の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした届出	届出年月日	導入等計画書の届出をした年月日	
	特定重要設備の種類及び名称	変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）	
2. 変更事項			
3. 変更の内容	変更前		変更後
4. 変更の理由			
5. 変更の時期			
6. 備考			

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 様式第九（二）（第二十五条第一項関係）

導入等計画書  
の変更の報告書  
緊急導入等届出書  
(重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書(緊急導入等届出書)  
の変更をした場合)

年 月 日

殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

導入等計画書(緊急導入等届出書)に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一括的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第4項(第54条第5項において準用する同条第4項)の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした 届出	届出年月日	導入等計画書(緊急導入等 届出書)の届出をした年月 日
		変更の届出又は報告をした 年月日(複数あるときは、 その直近のもの)
	特定重要設 備の種類及 び名称 重要維持管 理等の委託 の内容	
2. 変更事項		
3. 変更の内容	変更前	変更後

4. 変更の理由
5. 変更の時期
6. 備考

(記載上の注意)

- 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。
- 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に對し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 様式第十（第二十五条第三項関係）

特定重要設備の導入を行った後の  
構成設備の変更の報告書

年　月　日

殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

導入等計画書（緊急導入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一括的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第4項（第54条第5項において準用する同条第4項）の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした 届出	届出年月日	導入等計画書（緊急 導入等届出書）の届 出をした年月日	
		変更の届出又は報告 をした年月日（複数 あるときは、その直 近のもの）	
	特定重要設 備の種類及 び名称		
2. 変更事項			
3. 変更の内容		変更前	変更後
	構成設備の 種類		
	構成設備の 名称		
	構成設備の 機能		

供給者	名称	
	住所	
	設立 規立 法國 等	
	変更を行つ た時期	
	変更を行つ た理由	
4. 備考		

(記載上の注意)

- 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。
- 構成設備の追加又は削除を行った場合は、「変更前」又は「変更後」の欄に「追加」又は「削除」と記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 様式第十一(第二十六条関係)

表

年　月　日	発行第　号(　年　月　日まで有効)	
職　名	氏　名	生　年　月　日
(写真)	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律抜粋 (報告徴収及び立入検査)	
(発　行　権　者)		

裏

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律抜粋 (報告徴収及び立入検査)	
<b>第五十八条 (略)</b>	
2 主務大臣は、第五十一条、第五十二条第六項及び第十項並びに第五十五条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、特定社会基盤事業者に対し、その行う特定社会基盤事業に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定社会基盤事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該特定社会基盤事業に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	
3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。	
一～四 (略)	
五 第四十八条第五項から第七項まで、第五十八条第二項又は第八十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。	
六・七 (略)	

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。